

2021年3月22日
資源エネルギー庁
再生可能エネルギー推進室

10kW未満太陽光発電設備のFIT認定申請に係る
今後の審査の厳格化について(お知らせ)

2021年3月22日に開催された「第30回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」において、「10kW未満太陽光発電設備の分割審査について」の報告を行い、委員からも内容について異論ありませんでした。

そのため、2021年4月1日以降は、10kW未満太陽光発電設備についても分割審査を行うこととなりますので、お知らせいたします。

【現在生じている問題と対策の経緯】

10kW未満の太陽光設備については、余剰売電のみが認められており、通常、需要を分割できない家庭用の屋根置きが大宗を占めること等から分割審査を行っていませんでした。しかしながら、今年度より太陽光10-50kWに地域活用要件が設けられたこともあり、10kW未満(地上設置)の申請・認定が激増していました。他方、申請内容等を踏まえると地域活用要件逃れのために意図して10kW未満に分割し、認定を受けようとしている疑いのある申請も多くあることから、10kW未満(問題となっている地上設置に限る)についても、10kW以上同様に分割審査を行うこととしました。